



就労支援だより

令和6年度 第3号

3年生のみなさんは、産業現場等における実習を終え、実習の振り返り会では、それぞれの成果や課題が見えたかと思います。今回の実習が次につながる人、次回は別の企業での実習に取り組む人、さまざまかと思いますが、いずれも良い点は更に伸ばし、課題は具体的な行動で改善し、しっかりと今後へつなげていきましょう。また、3年生の保護者のみなさまには、打合せ・実習中の励まし・振り返り会等のご協力、ありがとうございました。

2年生のみなさんは、2学期に入ってすぐに初めての实習が実施されます。先輩の実習報告をしっかりと聞いて、気持ちを引き締めてください。

療育手帳の更新について

本校の就労支援では、療育手帳を使って一般企業の障害者枠での就労を目指しています。よって、療育手帳は就労する上で欠かせないものです。

18歳未満で取得した療育手帳の有効期限は、基本的には2年です。

毎年、3年生になると、「求職登録」と「重度判定の申請」の手続きを行います。その際に療育手帳の写しを提出します。また、企業の求人に応募するための応募書類のひとつとして、療育手帳の写しを求められます。

3年生になって、急にあわてないように、取得している療育手帳の有効期限が切れていないか、次の更新はいつなのかを気にかけておいてください。

手帳の「次期判定」の欄を確認し、記載の月日の2か月前くらいになったら、更新手続きを始めるとよいかと思います。(更新手続きには、2~3か月くらいかかることもあります。)また、更新しましたら、必ず担任までご報告ください。

なお、18歳を過ぎると、判定機関が市町の児童相談所から、とちぎリハビリテーションセンター障害者総合相談所になります。

夏休みの過ごし方

就労支援として夏休みにやって欲しいことは、「家庭の手伝い」です。

【掃除(部屋・風呂・トイレ)・調理・配膳・片付け・洗濯等々】

これらは、実習先で仕事のひとつとなることが多い内容です。

企業の方から「お家で〇〇の手伝いとかしたことがある?」と聞かれることもあります。やったことが「ある」と「ない」では実習期間内に「できるようになること・できるようになるまでの速さ」に差が出てくることもあります。自分自身の経験を広げる(職域拡大)のためにも、できることからどんどん取り組んでみてください♪

